平成30年第4回朝霞市議会定例会提出議案一覧表

議案第71号	平成30年度朝霞市一般会計補正予算(第2号)
議案第72号	平成30年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第73号	平成30年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第74号	平成30年度朝霞市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第75号	市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給 与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第76号	朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第77号	朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例
議案第78号	市道路線の認定について
議案第79号	工事請負契約の締結について(朝霞市立総合体育館改修工事(第1期))
議案第80号	監査委員選任に関する同意を求めることについて

議案第75号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に 関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第8号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に 改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12 月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」 に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第1 0号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に 改める。

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の212.5、12 月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」 に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の 規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例及び第 3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、 平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例又は第 3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定を 適用する場合においては、平成30年12月1日から公布の日の前日までに 改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与 等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成30年11月26日提出

議案第76号

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 朝霞市職員の給与に関する条例(昭和30年朝霞市条例第31号)の 一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
職員の区分	号給	給料月額 (円)							
エ レ四型4日	1	144, 100	194,000	230,000	263,000	319, 200	362,900	408, 100	458, 400
再任用職員 以外の職員	2	145, 200	195,800	231,600	264, 900	321,400	365, 500	410,500	461, 500
以 アマノ戦員	3	146, 400	197,600	233, 100	266, 700	323, 700	367, 900	413,000	464, 50
	4	147,500	199, 400	234,700	268, 800	325, 900	370,500	415, 400	467, 50
	5	148,600	200,900	236, 100	270, 500	328, 100	372, 400	417,300	470, 50
	6	149,700	202, 700	237,800	272, 400	330, 100	374, 900	419,600	473, 50
	7	150,800	204, 500	239, 300	274, 300	332, 300	377, 200	421,700	476, 50
	8	151,900	206, 300	240,900	276, 400	334, 500	379, 700	423,900	479,60
	9	153,000	207, 900	242, 100	278, 400	336, 400	382, 100	425,900	482, 30
	10	154, 400	209, 700	243,600	280, 400	338,600	384,800	428,000	485, 40
	11	155,700	211,500	245, 200	282, 500	340,600	387, 400	430, 100	488, 40
	12	157,000	213, 300	246,600	284, 500	342,800	390, 100	432, 200	491, 50
	13	158, 300	214,700	248, 100	286, 500	344,600	392,500	433,900	494, 20
	14	159,800	216, 500	249,600	288,600	346,600	394,800	435,700	496, 50
	15	161,300	218, 200	250,900	290,600	348,600	397,000	437,700	498, 80
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	350,600	399, 400	439,700	501, 10
	17	164, 200	221,700	253,800	294, 400	352, 300	401, 200	441,600	503, 20
	18	165,700	223, 400	255, 400	296, 400	354, 300	403, 200	443, 400	504, 60
	19	167, 200	225,000	257, 100	298, 500	356, 100	405, 100	445, 200	506, 10
	20	168,700	226,600	258,900	300, 500	358,000	406,900	446,900	507, 50
	21	170, 100	228,000	260,500	302, 400	359,900	408,800	448,700	508, 70
	22	172,800	229, 700	262,300	304, 500	361,800	410,600	450, 200	510, 10
	23	175,400	231, 300	264,000	306, 500	363,800	412, 400	451,600	511,60
	24	178,000	232, 900	265,700	308,600	365, 700	414, 300	453, 100	513, 10
	25	180,700	234,000	267,600	310, 300	367, 700	416, 100	454, 500	514, 20
	26	182,400	235, 500	269,500	312, 400	369,600	417,600	455,800	515, 30
	27	184,000	236, 900	271,300	314, 400	371,600	419, 100	457, 100	516, 50
	28	185,700	238, 200	273, 100	316, 400	373,600	420,700	458, 300	517, 70
	29	187, 200	239, 500	274,800	318, 100	375, 100	422, 300	459, 300	518, 70
	30	188,900	240,700	276,700	320, 100	376, 900	423,600	460,000	519,60
	31	190,700	241,700	278,600	322, 200	378, 700	424, 900	460,800	520, 50
	32	192,400	242, 900	280, 300	324, 300	380, 300	426, 100	461,500	521, 40
	33	194,000	244, 200	281,800	325, 500	382, 100	427, 300	462, 200	522, 20
	34	195, 400	245, 300	283,700	327, 500	383, 500	428,600	463,000	523, 10

		0.45	0.5 =			1.5.		
35	196, 900	246, 500	285, 500	329, 400	385,000	429, 900	463, 700	523, 800
36	198, 400	247, 800	287, 400	331, 500	386,600	431, 100	464, 300	524, 300
37	199, 700	248, 700	289,000	333, 400	388,000	432, 300	464, 800	525,000
38	201,000	250, 100	290,700	335, 300	389, 200	433, 100	465, 400	525,600
39	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	390, 400	433, 900	466,000	526, 400
40	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	391, 500	434, 700	466,600	527,000
41	204,800	254, 300	295,800	341, 100	392,600	435, 300	467, 100	527, 500
42	206, 100	255, 700	297, 500	343,000	393,800	436,000	467,600	
43	207, 400	257, 100	299,000	344,800	395,000	436, 700	468,000	
44	208,700	258, 400	300,600	346,700	396, 100	437, 400	468, 300	
45	209,800	259,600	302, 200	348, 200	396,800	438, 200	468,600	
46	211, 100	260,900	303,900	349,600	397, 500	439,000		
47	212,400	262, 300	305,500	351, 100	398, 200	439, 400		
48	213,700	263,600	307, 200	352,600	398,900	440, 100		
49	214,800	264, 700	308, 100	354, 200	399, 500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	400, 100	441,000		
51	216,900	267, 100	311, 100	356, 200	400,600	441, 400		
52	218,000	268, 400	312,700	357, 200	401,000	441,800		
53	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	401, 400	442, 200		
54	220, 100	270,500	315, 900	359, 200	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360, 100	402,000	443,000		
56	222,000	273, 100	319,000	361, 200	402,300	443, 300		
57	222, 400	274,000	320, 500	362, 100	402,600	443,600		
58	223, 300	275,000	321,700	362, 800	402,900	444,000		
59	224, 100	275, 900	322,900	363, 500	403, 200	444, 300		
60	224, 900	277,000	324, 100	364, 200	403, 500	444,600		
61	225,600	278, 100	324, 800	364, 600	403, 800	444, 900		
62	226,600	279, 100	325,700	365, 200	404, 100			
63	227, 400	280,000	326, 500	365, 900	404, 400			
64	228, 300	281,000	327, 300	366, 600	404, 700			
65	229,000	281, 500	328, 200	366, 900	405,000			
66	229,800	282, 400	328,600	367,600	405, 300			
67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	405,600			
68	231, 700	284,000	330, 100	369,000	405, 900			
69	232, 400	285,000	330, 900	369, 300	406, 100			
70	233, 100	285, 800	331,600	369, 900	406, 400			
71	233, 700	286,600	332, 300	370,600	406, 700			
72		287, 400		371, 200	·			
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	407, 200			
74	236,000	288, 700	334, 100	372, 100	407, 500			
75	236, 700	289, 100	334,600	372, 800	407,800			
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	407, 800			
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 400	408, 200			
78	238, 800	290, 100	336,000	374, 300	408, 200			
79	239,600	290, 300	336, 400	374, 900	408, 800			
80	240, 300	290, 700	336, 900	374, 300	409,000			
81	240, 800	290, 700	337, 300	375, 400	409,000			
82	240, 800				409, 200			
-		291, 100	337, 800	376, 500				
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	410,000			
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	410,000			
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	410, 200			
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200				
87	244, 900	292, 700	340,000	378, 600				
88	245,600	293, 100	340, 400	379, 000				
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400				
90	246,600	293, 800	341, 100	379, 900				
91	246, 900	294, 100	341,600	380, 300				
92	247, 300	294, 500	342,000	380, 700				
93	247,600	294, 700	342, 200	381,000				
94		294, 900	342,600					
			2					

	95	l	295, 200	343, 100					
	96		295, 600	343, 100					
	97		295, 800	343,700					
	98		296, 100	344, 100					
	99		296, 500	344, 500					
	100		296, 900	344,800					
	101		297, 100	345, 100					
	102		297, 400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298, 100	346,300					
	105		298, 300	346,800					
	106		298,600	347, 200					
	107		299,000	347,600					
	108		299, 300	348,000					
	109		299, 500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300, 300	349, 200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301, 300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302, 100						
	119		302, 400						
	120		302,700						
	121		303, 100						
	122		303, 300						
	123		303,600						
	124		303, 900						
	125		304, 200						
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274,600	315, 100	356, 800	389,900	441,000

第2条 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」と あるのは「100分の62.5」とする。

第18条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年

- 4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の朝霞市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定 平成30年4月1日
 - (2) 改正後の給与条例第18条第2項の規定 平成30年12月1日 (給与の内払)
- 第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定に よる改正前の朝霞市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給 与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成30年11月26日提出

議案第77号

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成3年朝霞市 条例第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「又は第6条第1項」及び「(次号に規定する場合を除く。)」を削り、同項第2号中「敷地を分割した」を「敷地面積を減少させた」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第3号中「第7条」を「第6条第1項、第7条第1項、第8条又は第9条」に改め、同条を第15条とし、第12条を第13条とする。

第10条第1項第1号中「第53条の規定」の次に「並びに第6条の規定」 を加え、同条第2項中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第12条とする。

第9条第1項中「属する場合」を「属するとき」に、「又は第6条」を「及び第7条」に改め、同条第2項中「又は第6条」を「及び第7条」に改め、同条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「同表ウ欄」を「同表エ欄」に改め、同条を第8条とし、同条の次 に次の1条を加える。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ 同表オ欄に掲げる数値以下でなければならない。

第6条第1項中「同表イ欄」を「同表ウ欄」に改め、同条第4項中「別表第2イ欄」を「別表第2ウ欄」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(建築物の容積率の最高限度)

- 第6条 建築物の容積率は、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。
- 2 前項の建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第1項 に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算出する。 別表第1根岸台二丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

根岸台三丁目地 区地区整備計画 区域 都市計画法第20条第1項の規定により告示された 朝霞市根岸台三丁目地区地区計画の区域のうち、地 区整備計画が定められた区域

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条-第9条関係)

1 2 / 1 -	() 0				
地区整備 計画の区 域の名称	区の名	建築してはならない建	ウ 建築物の敷地面積 の最低限度	エ 壁面の位置の制 限	オ 建築物の 高さの最 高限度
北区備計(東京)	地区A		200平方メートル	地す制敷築当界 ル と と で は で は で で で で で で で で で で で で で で	
	北朝 B 地区	1 倉建 た に に に に に に に に に に に に に に に に に に		地区計画の位面は間面のにおります。 単四 単四 田田	
宮戸二丁目地区地区整備計画区域	丁目地		100平方メート ル。ただし、路地 状部分(幅員4メ ートル未満)によ		
	宮戸二 丁目地 区B地	2 畜舎	って道路に接する 敷地の場合に地地 では、当該路地状 部分を除いた敷地 面積をいう。		

岡一丁目	岡一丁			100平方メート		
地区地区	目地区			ル。ただし、路地		
整備計画	A地区			状部分(幅員4メ		
区域	岡一丁	1 ホテル又は旅館		ートル未満)によ		
	目地区			って道路に接する		
	B地区			敷地の場合につい		
		4 ボーリング場、ス		ては、当該路地状		
		ケート場、水泳場、		部分を除いた敷地		
		ゴルフ練習場又はバ		面積をいう。		
		ッティング練習場				
IB III / =	te di 7	ファイマン	\			
根岸台二				100平方メート		
丁目地区				ル。ただし、路地		
地区整備				状部分(幅員4メ		
計画区域	地区			ートル未満)によ		
	根岸台	1 ホテル又は旅館		って道路に接する		
	二丁目	2 畜舎		敷地の場合につい		
	地区B	3 自動車教習所		ては、当該路地状		
	地区	4 ボーリング場、ス		部分を除いた敷地		
		ケート場、水泳場、		面積をいう。		
		ゴルフ練習場又はバ				
		ッティング練習場				
根岸台三	根岸台	法別表第2(は)項に	10分の	120平方メート		10メー
		掲げる建築物以外のも		ル。ただし、路地		トル
地区整備				状部分(幅員4メ		1 /.
計画区域				ートル未満)によ		
n d d A				って道路に接する		
	根岸台			敷地の場合につい		
	三丁目			ては、当該路地状		
	地区B			部分を除いた敷地		
	地区			面積をいう。		
			\			
		1 地上1階部分を住	I A	20,000平方		\
		宅、共同住宅、寄宿	1 1	メートル		\
	地区C	舎又は下宿の用途に	\			\
	地区	供する建築物	\			
		2 工場				
		3 倉庫業を営む倉庫				
		4 風俗営業等の規制	\		\	\
		及び業務の適正化等	\		\	\
		に関する法律第2条	\		\	
		第6項第2号、第4	\		\	
		号及び第5号に規定			\	
		する営業を営む施設	\		\	\
		5 近隣商業地域内に			\	
		建築することができ			\	
		る建築物(1から4			\	
		までの建築物を除く。			\	\
)の用途に供するも	\		\	
		のでその用途に供す			\	\
		る部分の床面積の合	1		\	\
		計が30,000平	1		\	\
		方メートルを超える	\		\	\
		もの			\	\
I	I	1	I	1	ı	1

根片田区地計画区域	五丁目		1000に 大地メよるい状地の 100に では 100に では 100に では 100に では 100に では 100に では 100に できない 100に 100に 100に 100に 100に 100に 100に 100	
根片田整城計画区域	六丁目		1000元の ののでは、 1000元の ののでは、 100元の ののでは、 10元の ののでは、	
根丁区備域	七丁目		100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次のでは、100次の	
根丁区堆計画区埔城			1000 たが、 ののでは、 のの	

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

平成30年11月26日提出

議案第78号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するので、道路法(昭和27年法律第180号) 第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起点	終点
市道第871号線	朝霞市幸町3丁目1110	朝霞市幸町3丁目1210
川坦労〇(1ケ隊	番 1 8 地先	番1地先
去送笠079只9	朝霞市幸町3丁目1110	朝霞市幸町3丁目1210
市道第872号線	番20地先	番1地先

平成30年11月26日提出

議案第79号

工事請負契約の締結について

朝霞市立総合体育館改修工事(第1期)について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年朝霞市条例第16号)第2条の規定により議会の議決を求める。

1 工 事 名 朝霞市立総合体育館改修工事(第1期)

2 工事場所 朝霞市青葉台1丁目8番1号

3 請負契約金 294,624,000円

4 工事概要 朝霞市立総合体育館の改修工事

5 請負契約者 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目67番地1

株式会社飯沼工務店

代表取締役 飯沼 隆

6 契約の方法 一般競争入札

平成30年11月26日提出

議案第80号

監査委員選任に関する同意を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第195条第1項の規定に基づく監査委員のうち1人の任期が平成31年1月16日をもって満了するので、次の者を選任したいから同法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

埼玉県新座市野火止6丁目22番17号 石川 孝之 昭和19年3月1日生(74歳)

平成30年11月26日提出

経 歴 書



埼玉県新座市野火止6丁目22番17号 石川 孝之

学 歴 大学卒

職 業 税理士

公職歴

平成23年1月 現在に至る) 朝霞市監査委員

その他の経歴

昭和45年8月) 税理士登録、富士見市で開業 昭和46年10月 昭和46年11月) 朝霞市に事務所移転 現在に至る 平成 1 3 年 4 月) 関東信越税理士会朝霞支部長 平成17年3月 平成 1 3 年 4 月)朝霞税務署管内納税協力団体協議会会長 平成17年3月 平成14年6月) 朝霞税務署管内租税教育推進協議会理事 平成 1 7 年 3 月 平成17年 4 月) 関東信越税理士会常務理事 平成21年 3 月 平成17年4月)関東信越税理士会埼玉県支部連合会常務理事 平成21年3月